

令和8年度 第2回

八百津町料金改定検討委員会

資料② 水道料金の算定及び改定方針



令和8年7月8日(水)
八百津町水道環境課

目次

(前回のまとめ)

1 水道事業の現状

2 水道料金の算定

3 総括原価の算定

4 料金改定の方針

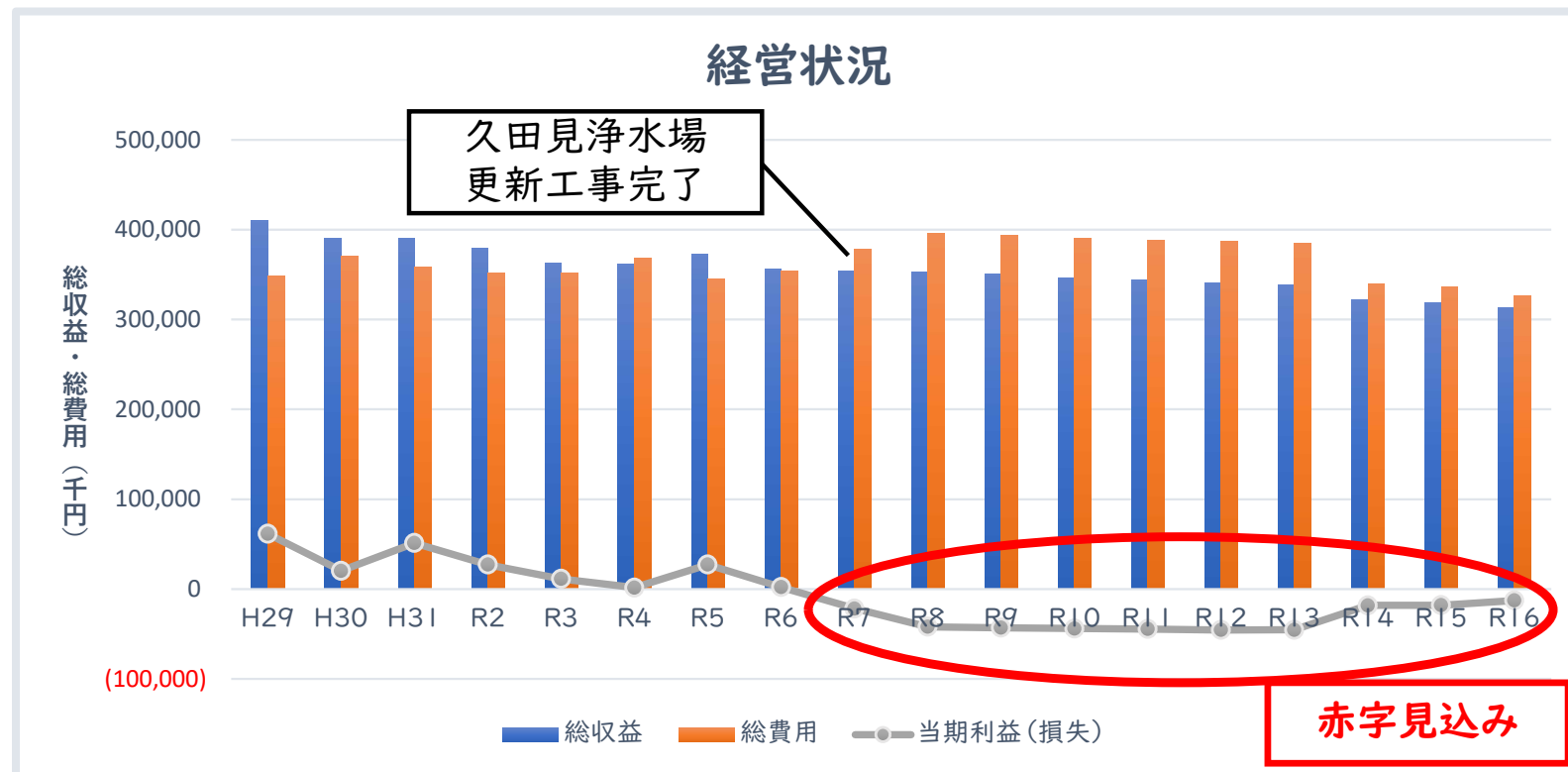
5 料金体系の設定

6 第2回のまとめ

Ⅰ 水道事業の現状

(Ⅰ) 収益的収支の状況と今後の見通し

第Ⅰ回資料4

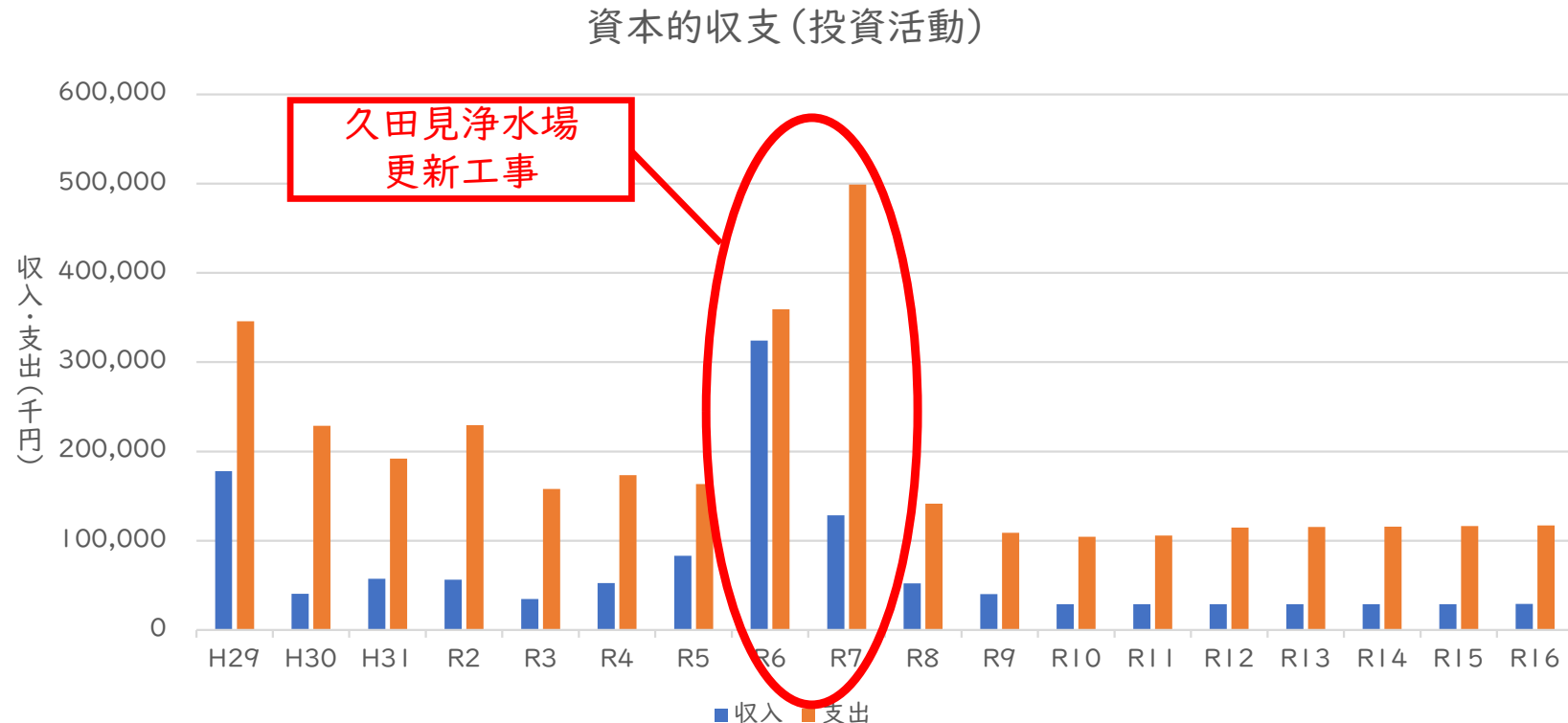


- 「給水人口の減少」と「水道施設の老朽化」という、2つの大きな課題に直面
 - 令和7年度に久田見浄水場の更新工事が完了、今後の減価償却費が固定費として発生
近年の物価高騰により、動力費や修繕費も増加傾向
- ⇒ 令和7年度以降の経営状況は**純損失(赤字経営)**に陥る可能性が高い
(参考) 令和7年度：**△22百万円**、令和8年度：**△42百万円**

Ⅰ 水道事業の現状

(2) 資本的収支の状況と今後の見通し

第Ⅰ回資料4



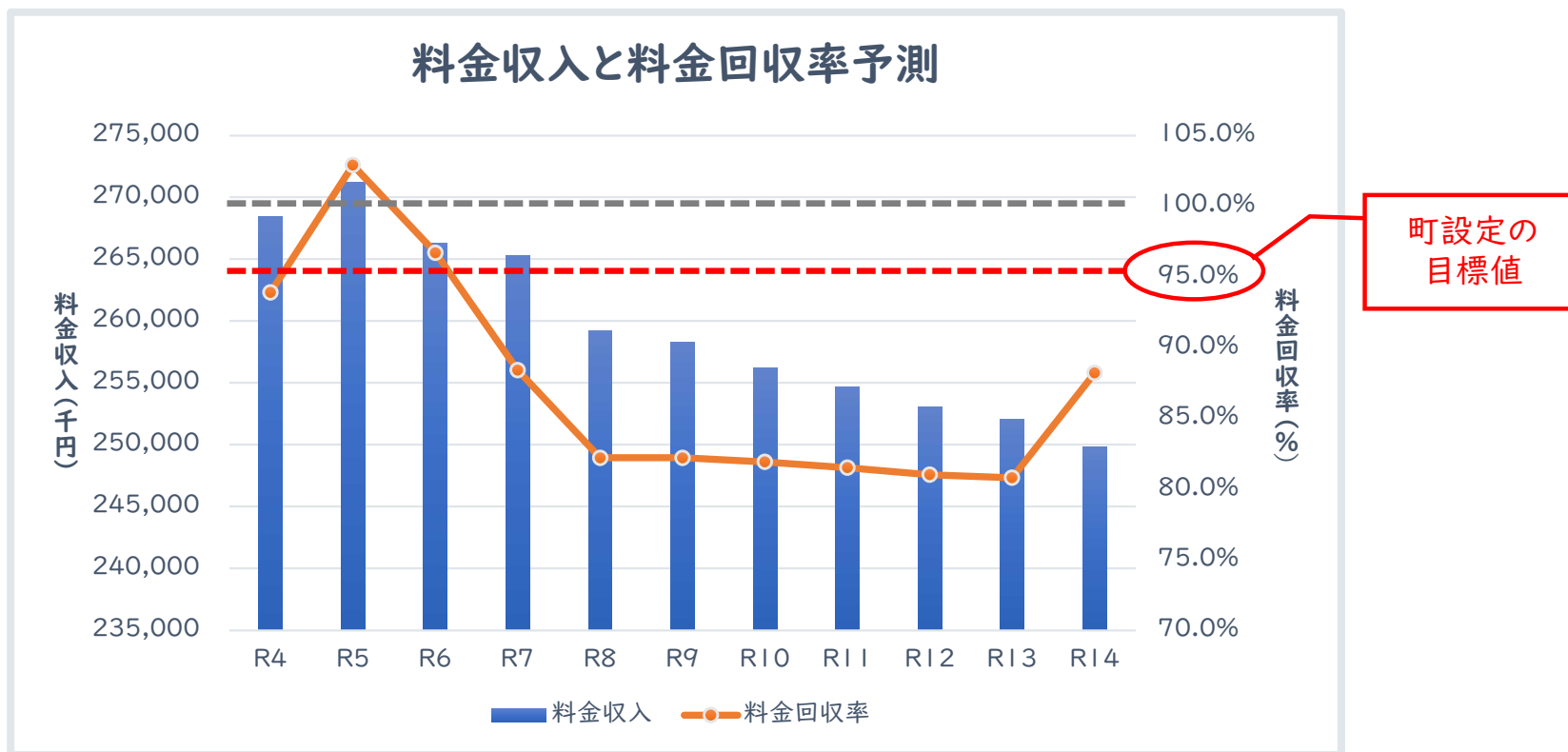
- 令和6年度～令和7年度にかけて、久田見浄水場の更新工事により支出が増加
- 今後は災害時重要配水管や耐用年数を超過する配水管の更新の必要性

⇒ **目標値は、全国の管路平均更新率は0.6%**

配水管総延長は約170キロメートルあるため、毎年1キロメートルずつ更新が望ましい
なお、現在の物価上昇により毎年更新に掛かる費用は1億円相当を見込む

Ⅰ 水道事業の現状

(3) 料金回収率



	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
料金収入	268,452	271,186	266,279	265,311	259,205	258,328	256,186	254,640	253,070	252,078	249,855
料金回収率	93.9	102.9	96.7	88.4	82.2	82.2	81.9	81.5	81.0	80.8	88.2

目標値95%を下回る

《 料金回収率 》

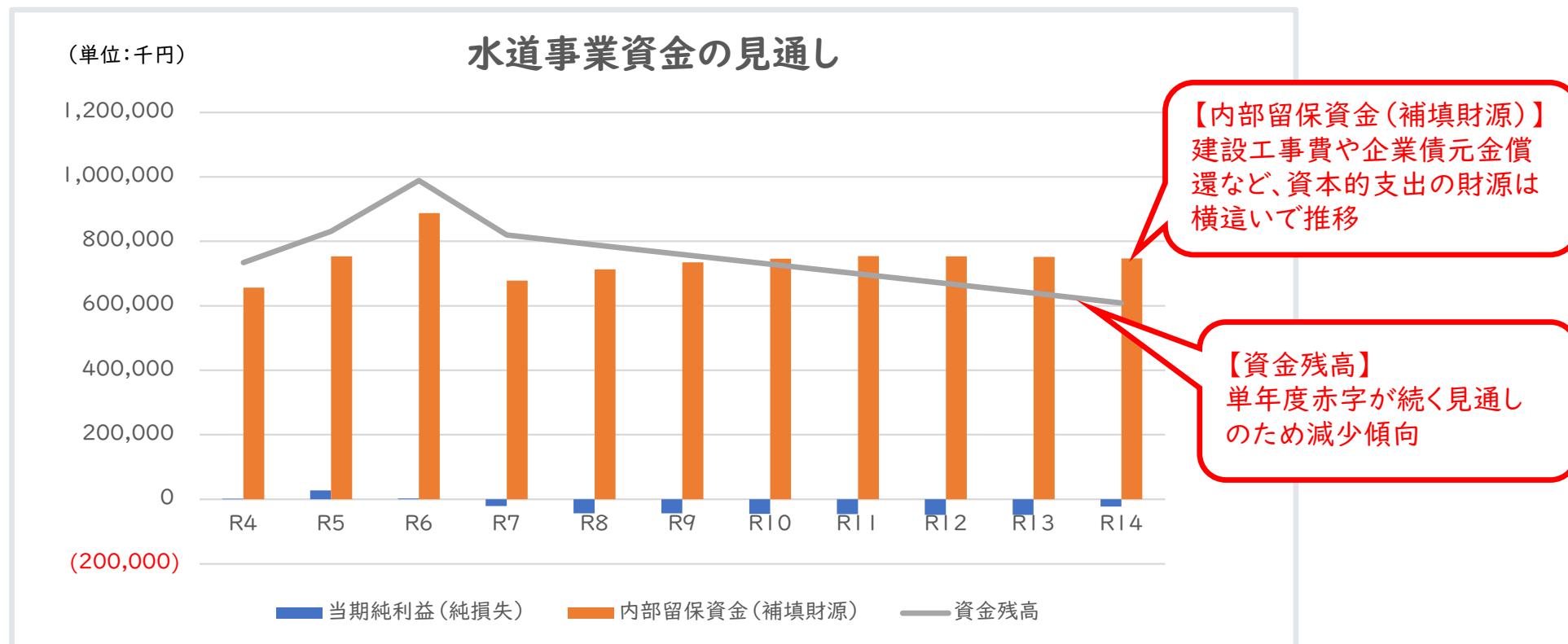
給水に掛かる費用を、水道料金による収入でどれだけ賄えているかを示す経営指標

100%以上が健全といわれている

(算出式: 料金回収率(%) = 供給単価 ÷ 給水原価 × 100)

Ⅰ 水道事業の現状

(4) 資金残高



(単位:千円)

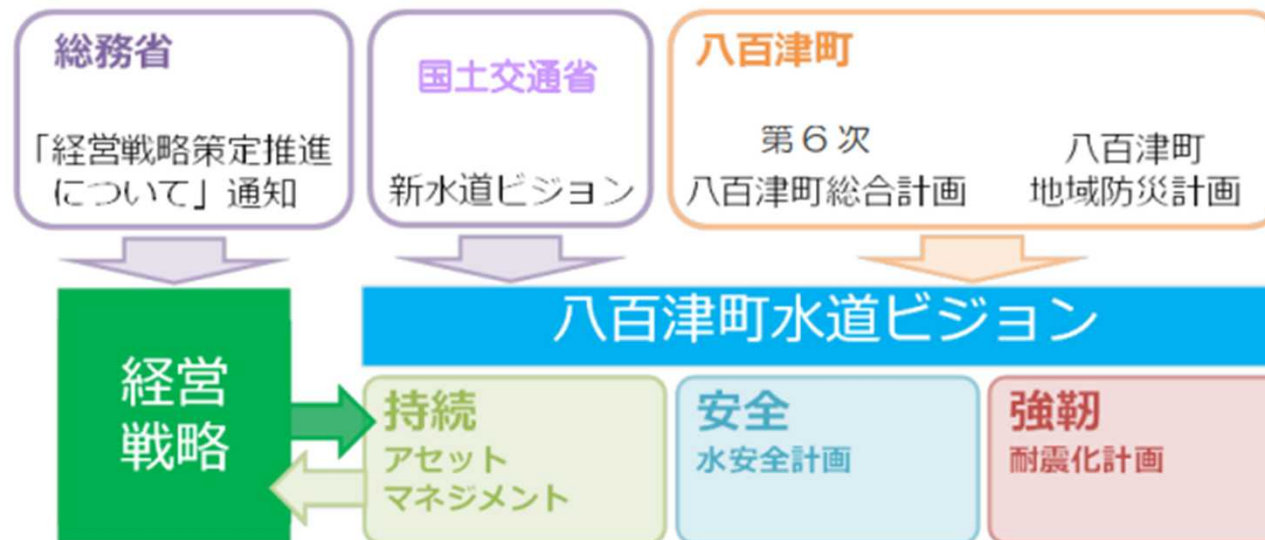
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
当期純利益(純損失)	1,583	27,191	2,115	-21,447	-43,541	-43,619	-45,215	-46,484	-48,229	-48,898	-22,478
内部留保資金(補填財源)	656,423	752,962	887,342	678,045	713,031	734,358	745,689	754,408	753,337	751,275	746,843
資金残高	734,212	831,127	988,510	819,936	789,000	759,000	729,000	699,000	669,000	639,000	609,000

Ⅰ 水道事業の現状

(5) 経営戦略

経営戦略とは

- 公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営計画
- 現状分析と事業環境の見通しをもとに、「投資計画」「財政計画」を策定し、これらの計画が「収支均衡」し、事業として可能なものであるか確認するもの



《 策定状況 》

平成29年3月 「八百津町水道事業経営戦略」を策定（計画期間：平成29年～令和8年）

平成31年4月 簡易水道統合し、実績を踏まえ改定（計画期間：平成31年～令和8年）

令和7年3月 経過年度の実績や経営環境の変化を踏まえ改定（計画期間：令和7年～令和16年）

I 水道事業の現状

(6) 経営戦略での目標と進捗状況

■ 計画期間の目標及び令和7年度時点の進捗状況

計画期間の目標		R7年度の状況
①	(投資) 有収率90%の達成	82.26%
②	(投資) アセットマネジメントに基づく老朽管対策の実行 (施設利用率60%の維持)	47.68%
③	(財政) 料金回収率95%の達成	88.40%

■ 計画期間の収支見通し

【令和7年3月改定時】

(単位:千円)

	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
《 経営戦略 》	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
料金収入	263,184	260,077	258,612	257,735	255,594	254,048	252,478
受託工事収益	2,513	1,383	1,383	1,383	1,383	1,383	1,383
その他	3,328	3,368	3,368	3,368	3,368	3,368	3,368
補助金	4,885	10,624	22,548	22,590	21,803	21,664	22,529
長期前受金	84,571	75,010	78,003	77,455	76,169	74,893	73,604
受取利息等	125	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095
収入合計	358,606	355,557	369,009	367,626	363,412	360,451	358,457
人件費	40,246	41,123	41,123	41,123	41,123	41,123	41,123
通常経費	101,506	91,334	89,444	89,421	89,465	89,403	89,352
減価償却費	205,266	206,877	223,376	222,066	218,806	216,837	215,283
支払利息	11,328	12,885	12,965	12,287	11,799	11,376	10,913
その他	100	1,167	1,167	1,167	1,167	1,167	1,167
支出合計	358,446	353,386	368,075	366,064	362,360	359,906	357,838
純利益	160	2,171	934	1,562	1,052	545	619

【令和7年度実績及び久田見浄水場完成時点(※)】

(単位:千円)

	確定	確定	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
《 最新予測 》	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
料金収入	266,279	265,321	259,205	258,328	256,186	254,640	253,070
受託工事収益	663	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322
その他	3,061	3,192	3,192	3,192	3,192	3,192	3,192
補助金	4,945	4,628	3,800	3,553	2,515	2,458	2,401
長期前受金	78,581	77,161	79,958	79,664	78,700	77,745	76,777
受取利息等	2,451	3,236	3,236	3,236	3,236	3,236	3,236
収入合計	355,980	355,860	351,713	350,295	346,151	343,593	340,998
人件費	39,305	40,653	40,653	40,653	40,653	40,653	40,653
通常経費	81,850	101,860	95,993	96,232	96,232	96,232	96,232
減価償却費	218,837	210,316	241,085	240,259	238,200	237,334	236,966
支払利息	11,451	15,699	15,023	14,270	13,781	13,358	12,876
その他	2,423	8,779	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
支出合計	353,866	377,307	395,254	393,914	391,366	390,077	389,227
純利益	2,114	-21,447	-43,541	-43,619	-45,215	-46,484	-48,229

※以下、令和7年度決算ベースという

Ⅰ 水道事業の現状

(7) 水道料金の算定(総括原価)

水道料金は、**総括原価方式**により算定します

- 日本水道協会「水道料金算定要領(平成27年2月)及び改定に関する報告書(令和7年2月)(以下、「水道料金算定要領」)に示される方法
- 減価償却費など現金支出の伴わない費用を含めて総括原価を算定し、料金収入額と総括原価が等しくなるように料金を設定する方法

■ 令和7年度決算による総括原価算定例

(単位:千円)

費 用			計
営業費用	維持管理費	原水及び浄水費	45,203
		配水及び給水費	22,650
		受託工事費	386
		一般管理費 他	72,845
		減価償却費	210,316
		資産減耗費	10,209
	合 計		361,609
資本費用	支払利息		15,699
	資産維持費		
	合 計		15,699
△控除項目（長期前受金等）			-77,161
総 計（①）			300,147

総括原価

将来、施設等を更新する費用と建設当時の費用を比べた場合、物価上昇や工事の施工環境の悪化などにより費用の増大が見込まれるため、**不足が想定される分を原価に算入するもの**

給水収益(②) 265,321
 料金収入割合(②/①) 88%
 不足額(③) 34,826

改定率(③/②) 13%

2 水道料金の算定

(1) 算定の原則

① 公正妥当性

- 適正なサービスと料金水準
- 公平な料金体系

② 適正な原価

- 原価主義（総括主義、個別原価）

③ 健全運営の確保

- 資産維持費

■ 地方公営企業法 第21条第2項

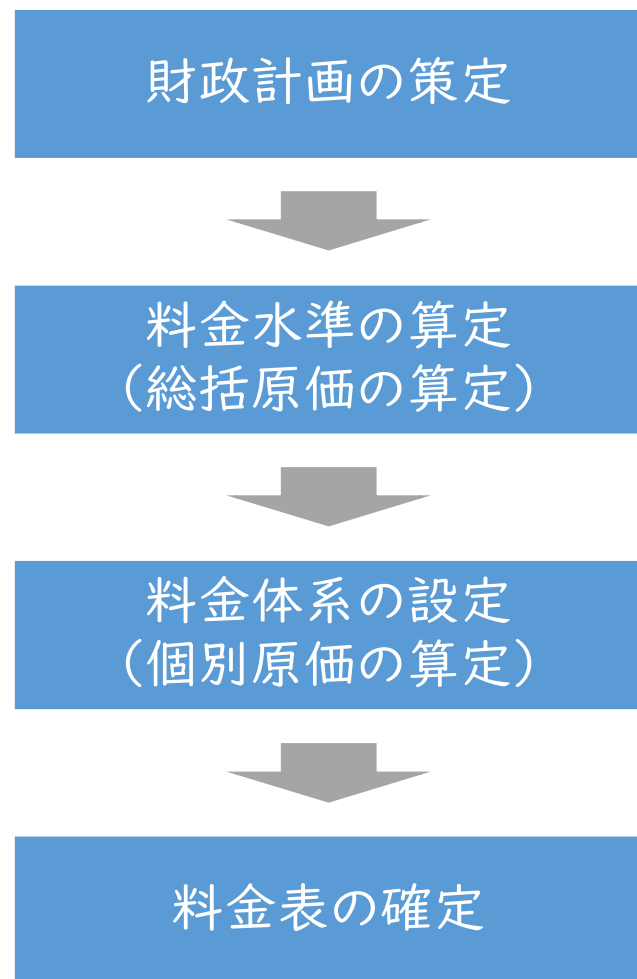
- 地方公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

■ 水道法 第14条第2項

- (2号) 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4号) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

2 水道料金の算定

(2) 算定の手順



- 料金算定期間の決定
- 需給計画等の基本方針の決定
- 財政収支の見積もり

ベースは
R7年度決算

- 料金総収入額の算定
- 関連収入の控除
- 資産維持費の算入

どれくらいの
改定が必要か

- 料金体系の選択
- 原価の分析
- 原価の配賦

これまでの料金体系の
方針を見直すか

2 水道料金の算定

(3) 算定期間

料金算定期間

料金算定の基礎となる原価を集計する期間

算定期間の設定

- 使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい
- 経営効率化や施設計画を計画的に実施し、料金の低廉化に努めるべき
- 過度な長期間は、経済の推移、需要の動向等、不確実な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することになるため適当ではない



算定時から概ね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しをしなければならない

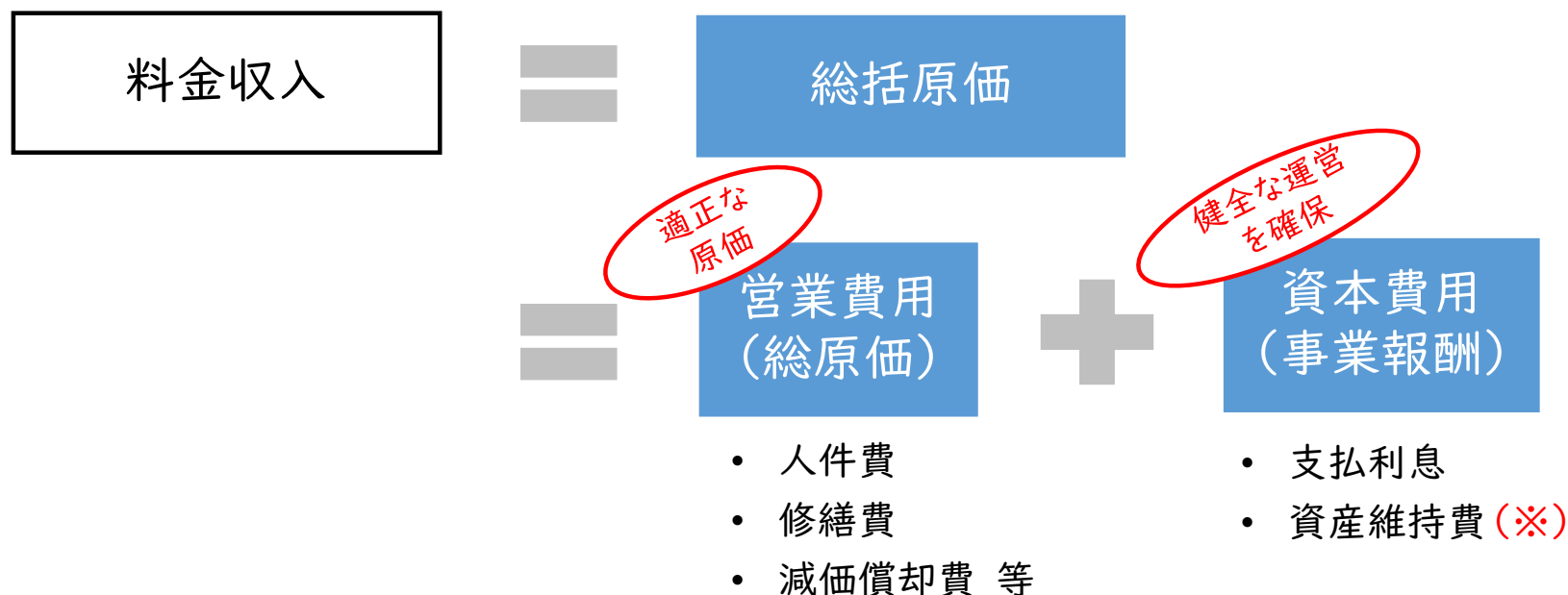
今回の検討では、**令和8年～12年までの5年間**を料金算定期間とします

3 総括原価の算定

(1) 総括原価

総括原価方式

財政計画の収支見通しから料金算定の基礎となる費用を積算し、料金総収入と総括原価が等しくなるように料金水準を決定する方法



(※) 資産維持費とは

物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による費用の増大等に対応し、水道施設を維持するために必要な経費として料金に算入し、将来の施設建設、改良等に充当するもの

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率 (3\%)}$$

3 総括原価の算定 (2) 原価計算表(経営戦略)

令和7年3月策定時

費 用			計
営 業 費 用	維 持 管 理 費	原水及び浄水費	36,887
		配水及び給水費	20,919
		受託工事費	291
		一般管理費 他	70,040
		減価償却費	221,230
		資産減耗費	1,614
	合 計		350,981
資 本 費 用	支払利息		11,868
	資産維持費		
	合 計		11,868
△控除項目（長期前受金等）			-76,025
総 計（①）			286,824

給水収益(②) 255,693
 料金収入割合(②/①) 89%
 不足額(③) 31,131
 改定率(③/②) 12%

令和8年度～令和12年度で算出

費 用			計
営 業 費 用	維 持 管 理 費	原水及び浄水費	40,860
		配水及び給水費	21,600
		受託工事費	277
		一般管理費 他	73,597
		減価償却費	238,769
		資産減耗費	3,000
	合 計		378,103
資 本 費 用	支払利息		13,862
	資産維持費		
	合 計		13,862
△控除項目（長期前受金等）			-78,569
総 計（①）			313,396

給水収益(②) 256,286
 料金収入割合(②/①) 82%
 不足額(③) 57,110
 改定率(③/②) 22%

資産維持費の考慮前において、対象経費に対する料金収入の割合が100%に満たないため、資産維持費は“ゼロ”で試算

3 総括原価の算定

(3) 資産維持率の算定

- 水道事業の資産維持費の算定は、「水道料金算定要領」を参考に算出

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率 (3\%が理想値)} \times \text{料金算定期間}$$

※料金算定期間中 (R8~R12の5年間) 合計

(単位: 千円)

資産維持率		0%	1%	2%	3%
営業費用 (A)		1,876,098			
資本費用 (B)		69,308	268,362	467,416	666,471
	支払利息	69,308			
	資産維持費	0	199,054	398,108	597,163
控除 (C)		392,844			
総括原価 (A+B+C)		1,552,562	1,751,616	1,950,670	2,149,725
給水収益		1,281,429			
不足額		271,133	470,187	669,241	868,296
改定率		21.16%	36.69%	52.23%	67.76%

資産維持率3%の場合、改定率は50%以上となり現実的ではないため、比較として0%~3%で算出した改定率を提示

4 料金改定の方針

(1) シミュレーションの前提

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
令和7年3月改定 経営戦略		計画期間 10年間									



料金回収率等の目標達成に
向けたシミュレーション

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
料金改定における 総括原価			算定対象期間 5年間								

総括原価を算出し、料金総収入と
等しくなるように料金水準を決定

4 料金改定の方針

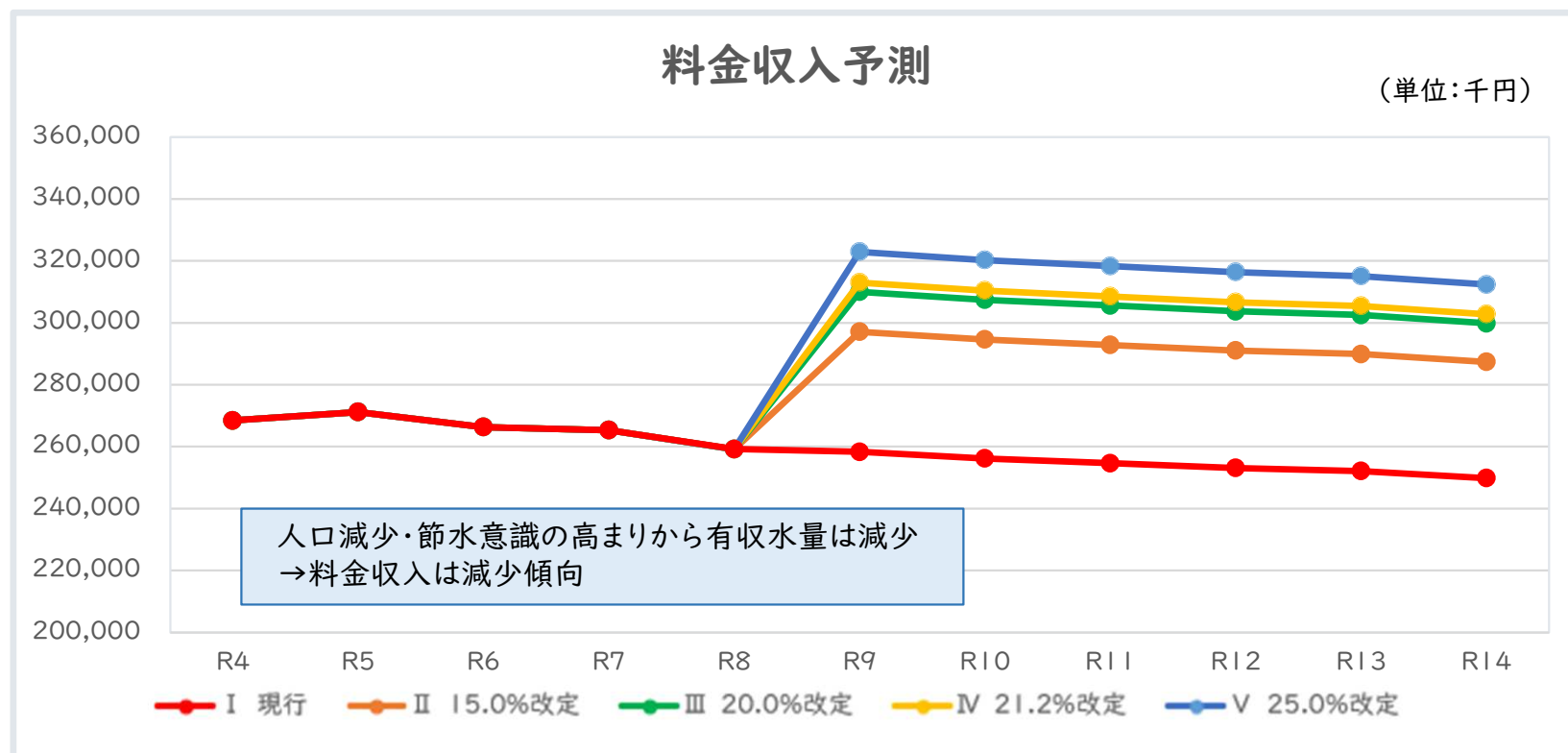
(2) シミュレーションの値

- 久田見浄水場の完成と昨今の物価上昇の影響を受けた令和7年度決算ベース及び今後の投資財政計画を反映し、次のような料金改定パターンでシミュレーションを実施

パターン	料金改定率	作成方針
I	—	現行の料金体系
II	15.0%	資金残高が均衡、ただし赤字決算
III	20.0%	算定期間中は黒字決算
IV	21.2%	総括原価算定結果より、 料金回収率がほぼ100%
V	25.0%	

4 料金改定の方針

(3) 料金収入のシミュレーション

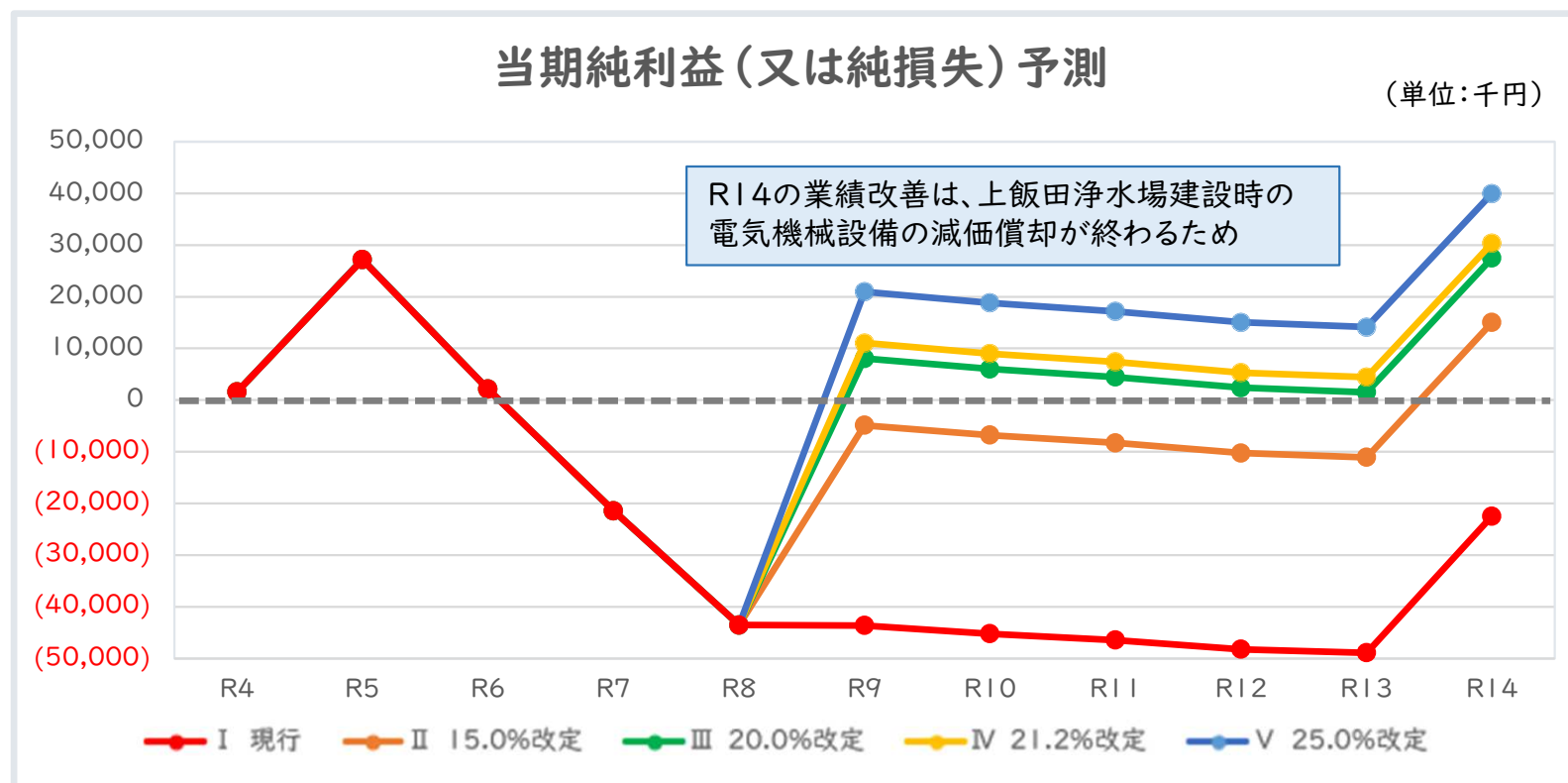


(単位: 千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
I 現行	268,452	271,186	266,279	265,321	259,205	258,328	256,186	254,640	253,070	252,078	249,855
II 15.0%改定	268,452	271,186	266,279	265,321	259,205	297,077	294,614	292,836	291,031	289,890	287,333
III 20.0%改定	268,452	271,186	266,279	265,321	259,205	309,994	307,423	305,568	303,684	302,494	299,826
IV 21.2%改定	268,452	271,186	266,279	265,321	259,205	312,990	310,395	308,522	306,620	305,418	302,724
V 25.0%改定	268,452	271,186	266,279	265,321	259,205	322,910	320,233	318,300	316,338	315,098	312,319

4 料金改定の方針

(4) 経営状況のシミュレーション

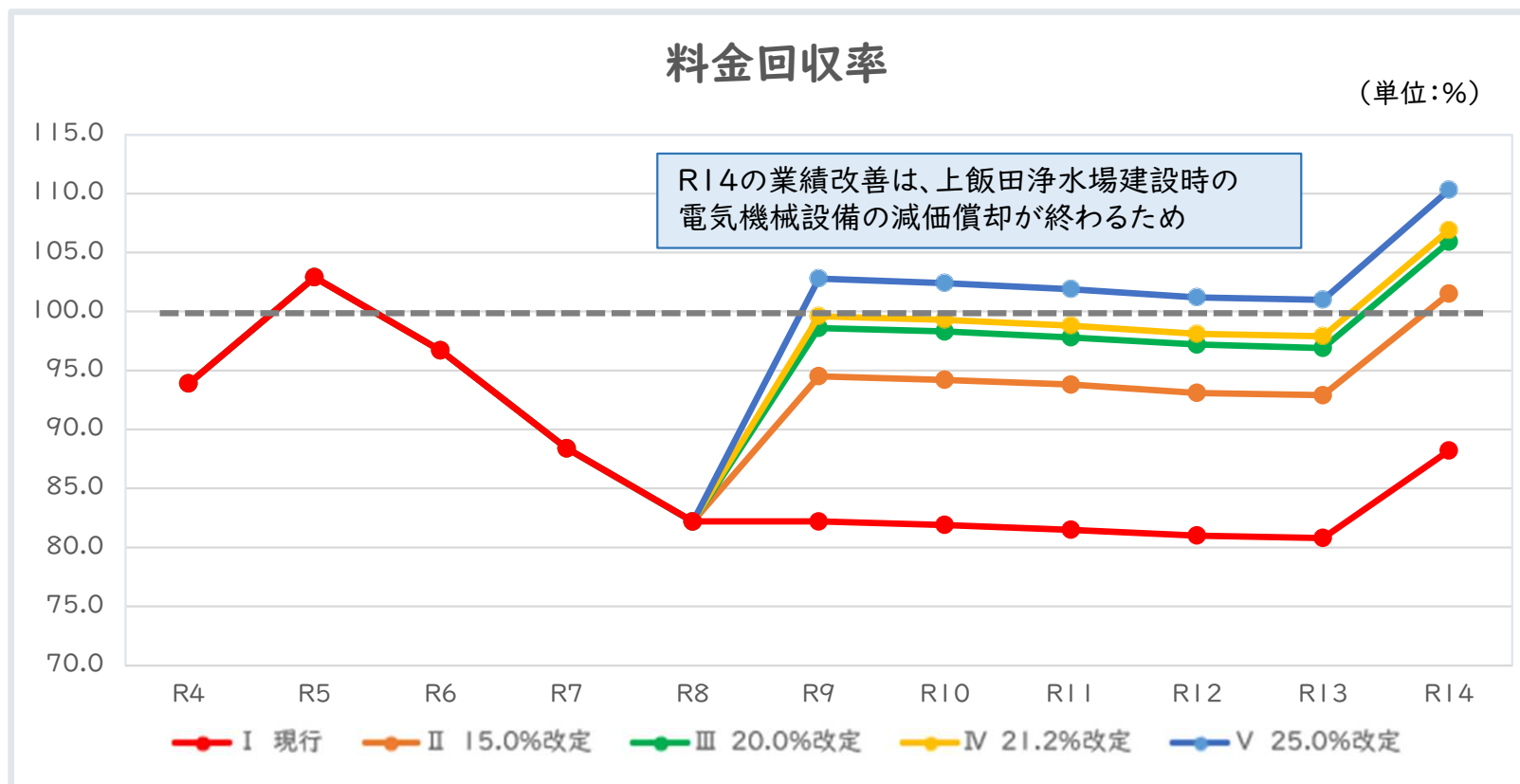


(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
I 現行	1,583	27,191	2,115	(21,447)	(43,541)	(43,619)	(45,215)	(46,484)	(48,229)	(48,898)	(22,478)
II 15.0%改定	1,583	27,191	2,115	(21,447)	(43,541)	(4,870)	(6,787)	(8,288)	(10,269)	(11,086)	15,001
III 20.0%改定	1,583	27,191	2,115	(21,447)	(43,541)	8,047	6,022	4,444	2,385	1,518	27,494
IV 21.2%改定	1,583	27,191	2,115	(21,447)	(43,541)	11,043	8,994	7,398	5,321	4,442	30,392
V 25.0%改定	1,583	27,191	2,115	(21,447)	(43,541)	20,963	18,832	17,176	15,039	14,122	39,986

4 料金改定の方針

(5) 料金回収率のシミュレーション

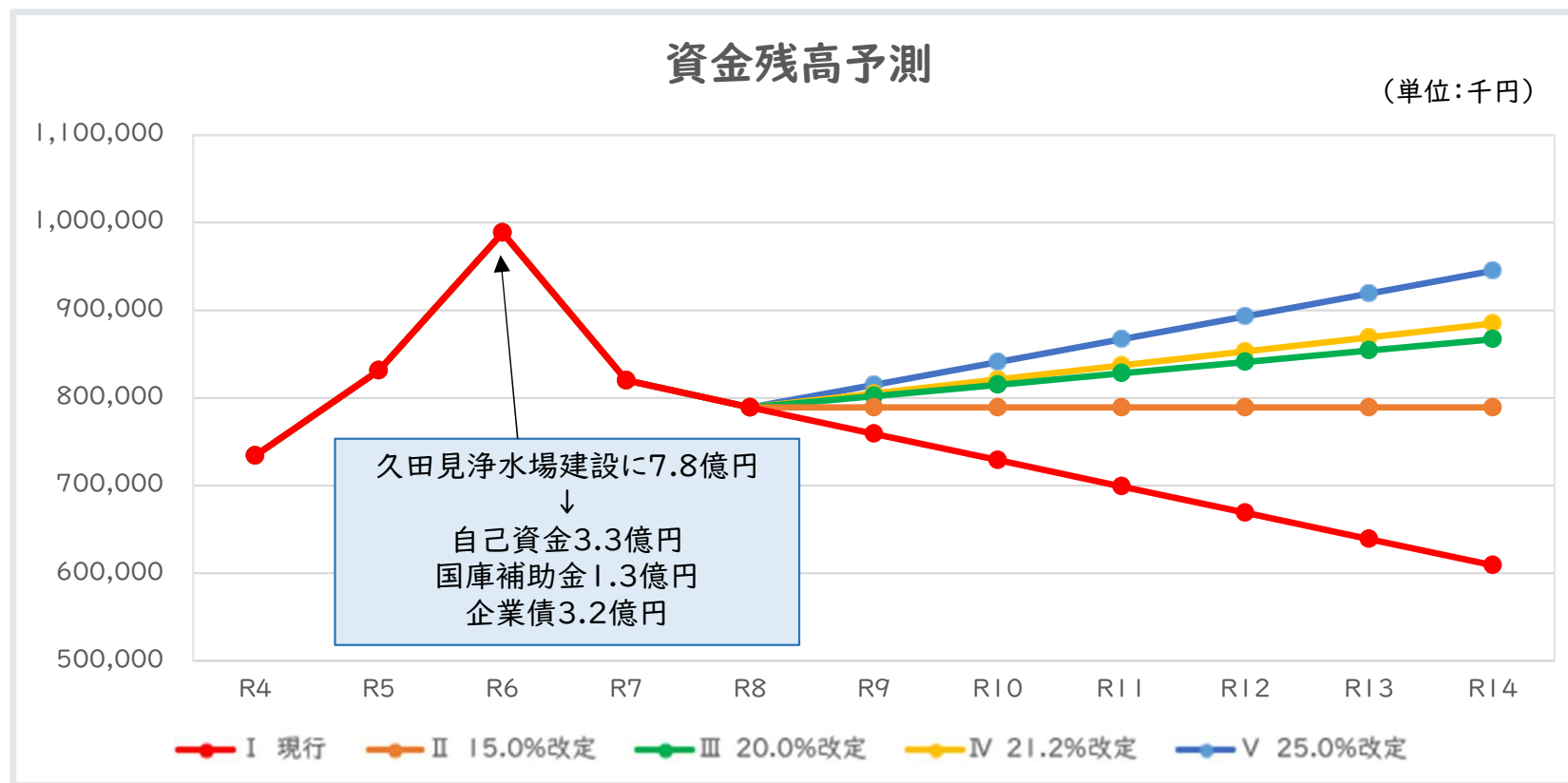


(単位: %)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
I 現行	93.9	102.9	96.7	88.4	82.2	82.2	81.9	81.5	81.0	80.8	88.2
II 15.0%改定	93.9	102.9	96.7	88.4	82.2	94.5	94.2	93.8	93.1	92.9	101.5
III 20.0%改定	93.9	102.9	96.7	88.4	82.2	98.6	98.3	97.8	97.2	96.9	105.9
IV 21.2%改定	93.9	102.9	96.7	88.4	82.2	99.6	99.3	98.8	98.1	97.9	106.9
V 25.0%改定	93.9	102.9	96.7	88.4	82.2	102.8	102.4	101.9	101.2	101.0	110.3

4 料金改定の方針

(6) 資金残高のシミュレーション



(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
I 現行	734,212	831,127	988,510	819,936	789,000	759,000	729,000	699,000	669,000	639,000	609,000
II 15.0%改定	734,212	831,127	988,510	819,936	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000	789,000
III 20.0%改定	734,212	831,127	988,510	819,936	789,000	802,000	815,000	828,000	841,000	854,000	867,000
IV 21.2%改定	734,212	831,127	988,510	819,936	789,000	805,000	821,000	837,000	853,000	869,000	885,000
V 25.0%改定	734,212	831,127	988,510	819,936	789,000	815,000	841,000	867,000	893,000	919,000	945,000

4 料金改定の方針

(7) 改定の理由

改定が必要な理由

- 高度成長期に整備された施設や水道管が一斉に老朽化し、更新時期を迎えていること
- 地震に備えた耐震化を急ぐ必要があること
- 人口減少や節水機器の普及により水の使用量が減り、料金収入そのものが先細っていること



**料金改定は、
一時的な物価高とは性質が違う、構造的なもの**

これらに対応していく必要があります

4 料金改定の方針

(8) 改定による影響額

口径別月影響額

(単位:円)

口径	基本料金 (10m ³ まで)	15.0%	20.0%	21.2%	25.0%
13mm	2,233	335	447	473	558
20mm	2,684	403	537	569	671
25mm	3,102	465	620	658	776
40mm	4,961	744	992	1,052	1,240
50mm	6,655	998	1,331	1,411	1,664
75mm	12,584	1,888	2,517	2,668	3,146



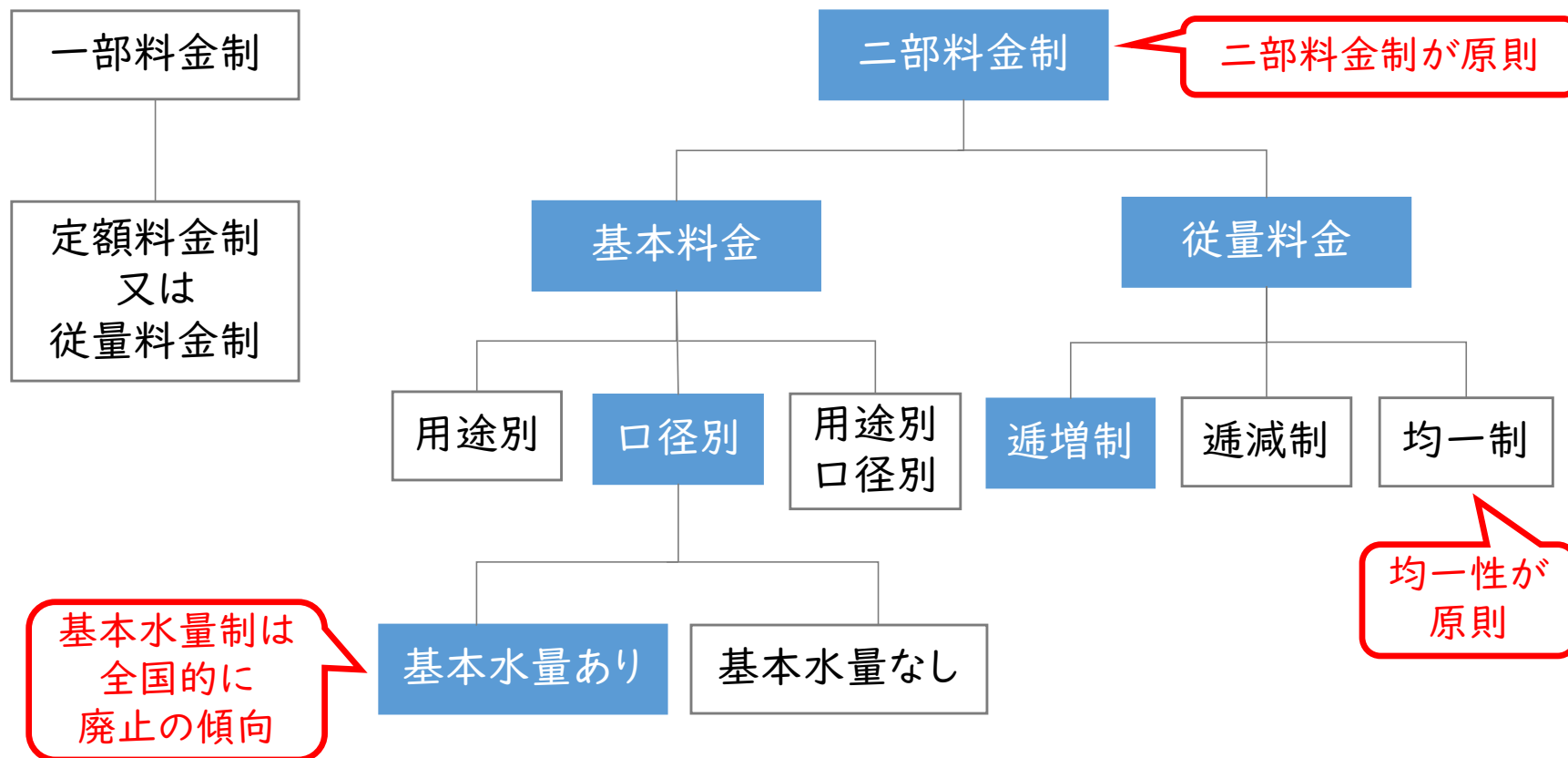
3～4人世帯の1ヶ月平均使用水量20m³で計算した場合

(単位:円)

改定率	改定前 水道料金	改定後 水道料金	月影響額	年間影響額
15.0%	4,466	5,136	670	8,039
20.0%		5,359	893	10,718
21.2%		5,417	951	11,415
25.0%		5,583	1,117	13,398

5 料金体系の設定

(1) 料金の構成



5 料金体系の設定

(2) 現行の料金体系

基本料金 (10 ^{m³} まで)		従量料金 (1 ^{m³} につき)	
② 基本水量の設定		① 料金収入における 基本料金と従量料金の割合	用途別料金の設定
口径13mm 以下	2,233円	11 ^{m³} から20 ^{m³} まで	223.30円
口径20mm 以下	2,684円		
口径25mm 以下	3,102円	21 ^{m³} から50 ^{m³} まで	256.30円
口径40mm 以下	4,961円		
口径50mm 以下	6,655円	51 ^{m³} 以上	262.00円
口径75mm 以上	12,584円		
③ 口径別基本料金 単価の設定		※消費税(10%)等を含む税込金額	
		④ 従量料金における 水量区分の設定	⑤ 従量料金における 逡増度の設定

5 料金体系の設定

(3) 見直しの必要性

基本水量とは

一定の使用水量までは従量料金を課さず、基本料金だけで利用できる水量であり、現状では10m³/月と設定

廃止した場合



- (メリット) 使用水量に応じて料金負担が生じるため、負担の公平性が図られる
- (デメリット) 少量使用者の負担が増加する可能性あり
水道料金システムの改修が必要、改修費用及び改修作業期間が必要

逓増制とは

限りある資源である水の使用を抑制するため、使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる制度

廃止した場合



- (メリット) 使用者間で均一の単価となるため、負担の公平性が図られる
- (デメリット) 水資源を有効に利用していく需要抑制意識が低下する可能性や、少量使用者の負担が増加する可能性あり

5 料金体系の設定

(4) 料金体系の検討方針

	検討の視点	現行	検討案
－	用途別料金の設定	なし	なし
①	料金収入における基本料金と従量料金の割合	－	現行のまま(※)
②	基本水量の設定	あり	あり
③	口径別基本料金単価の設定	あり	あり
④	従量料金における水量区分の設定	あり	あり
⑤	従量料金における逓増度の設定	あり	あり

※ 料金収入における基本料金と従量料金の割合

少量使用者に対して必要改定率以上の負担がかかる可能性を鑑み、今回の改正では基本料金及び従量料金に同率を乗ずることで、現行の割合を維持する。



但し、今後の料金改定の検討時においては、基本料金割合の向上や基本水量の廃止、逓増度の改善等について、引き続き検討する。

(参考) 令和7年2月「水道料金算定要領」改定に関する報告書((公財)日本水道協会)

5 料金体系の設定

(5) 料金体系の改定(案)

前頁までの5(1)～(5)を鑑み、改定率を20%とした場合

基本料金(10m ³ まで)		従量料金(1m ³ につき)	
口径13mm 以下	2,233円 → 2,679円 (+ 446円)	11m ³ から 20m ³ まで	223.30円
口径20mm 以下	2,684円 → 3,220円 (+ 536円)		→267.96円 (+ 44.66円)
口径25mm 以下	3,102円 → 3,722円 (+ 620円)	21m ³ から 50m ³ まで	256.30円
口径40mm 以下	4,961円 → 5,953円 (+ 992円)		→307.56円 (+ 51.26円)
口径50mm 以下	6,655円 → 7,986円 (+ 1,331円)	51m ³ 以上	262.00円
口径75mm 以上	12,584 → 15,100円 (+2,516円)		→314.4円 (+ 52.4円)

【口径13mmで、1か月20m³使用した場合の水道料金】

※ 消費税(10%)等を含む税込金額

基本料金 2,679円

従量料金 (10m³×0円) + {(20-10)m³×267.96円} = 5,358円

合計 2,679円 + 2,679円 = 5,358円(税込)